

## 別紙④

### 特定個人情報を含む個人情報の取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、法及び下関市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の明確化)

第3 乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (従事者に対する周知)

第4 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反したときは、法又は条例の規定に基づき処罰されるおそれがあることその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

#### (従事者に対する監督及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

#### (収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に

関して知り得た個人情報に契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第8 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報若しくは作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による業務を行うために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下この項において「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも同様とする。

6 乙は、この契約による業務を処理するために作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。

7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に個人情報の漏えいにつながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

8 乙は、第1項の個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データで保存し、又は持ち出すときは、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、当該台帳に個人情報

の受渡し、使用、複写若しくは複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者氏名を記録しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第9 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第10 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為（以下「再委託等」という。）をしてはならない。ただし、当該事務の一部について、第三者に再委託等をする必要がある場合は、あらかじめ再委託等をする事業者（以下「再受託者等」という。）の名称、所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面をもって通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項ただし書の規定により再受託者等に当該事務を取り扱わせる場合は、再受託者等に対して当該事務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面で報告しなければならない。

3 乙は、再受託者等の当該事務に関する行為及びその結果について、乙と再受託者等との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第11 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項ただし書に基づき個人情報を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報記録が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書に基づきパソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報記録が判読又は復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項ただし書に基づき第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面をいう。）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会を求められたときは、これに応じなければならない。

（立入調査等）

第12 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとする。この場合において、乙は、甲から改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第13 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件業務に関する契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第14 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又はその義務を怠ったことにより、甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（事故発生時の対応）

第15 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本

人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 4 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生の回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。